

議案第5号

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成13年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の2号を加える。

(5) 法第19条第2項に規定する戸籍の記載又は記録と合わない旨

(6) 法第19条第3項に規定する戸籍の附票に記載をしてある事項
第3条の2中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第9条第2項に規定する住民票の記載等をすべき事項

第4条中「及び」の次に「第30条の41第2項並びに」を加え、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 法第30条の41第1項に規定する戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報

第5条第1項中「住民票に記載されている事項（以下この項及び次条第1項において「住民票記載事項」という。）」を「第3条の2各号及び前条各号に掲げる事項」に、「住民票記載事項に」を「住民票等記載事項に」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項に掲げる事項」を「前項に規定する事項」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条第1項中「住民票記載事項」を「住民票等記載事項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上

並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

電気通信回線による東京都知事への通知事項を改める等の必要がある。

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(電気通信回線による他の市町村長への通知)</p> <p>第3条の2 法第9条第3項、第12条の4第5項、第19条第4項及び第24条の2第7項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて他の市町村長に送信する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第9条第2項に規定する住民票の記載等をすべき事項</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>法第19条第2項に規定する戸籍の記載又は記録と合わない旨</u></p> <p>(6) <u>法第19条第3項に規定する戸籍の附票に記載をしてある事項</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>	<p>(電気通信回線による他の市町村長への通知)</p> <p>第3条の2 法第9条第3項、第12条の4第5項、第19条第4項及び第24条の2第7項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて他の市町村長に送信する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>
<p>(電気通信回線による東京都知事への通知)</p> <p>第4条 法第30条の6第2項及び<u>第30条の4第1第2項並びに令第13条第4項</u>の規定に基づき、電子計算機から</p>	<p>(電気通信回線による東京都知事への通知)</p> <p>第4条 法第30条の6第2項及び_____令第13条第4項の規定に基づき、電子計算機から</p>

- (3) 法第12条の4第2項の規定による政令で定める事項の住所地市町村長への通知
- (4) 法第12条の4第3項の規定による政令で定める事項の交付地市町村長への通知
- (5) 法第19条第1項の規定による本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべき事項の本籍地の市町村長への通知
- (6) 法第19条第1項の規定による本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべき事項の区長への通知
- (7) 法第24条の2第3項及び第6項の規定による政令で定める事項の転入予定地市町村長及び転入地市町村長への通知
- (8) 法第24条の2第5項の規定による最初の転入届等を受けて行う転出地市町村長への通知
- (9) 法第30条の6第1項（令第30条の14第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び令第13条第3項の規定による前条各号に掲げる事項の東京都知事への通知

2 区長は、前項に規定する事項について、審議会に報告後、区民に公表するものとする。

3 区長は、第1項に掲げる事項について、審議会に報告後、区民に公表するものとする。

(不適正利用に対する措置)

第6条 区長は、住民票等記載事項の漏えい又は不適正な利用により、区民の基本的人権が侵害されるおそれがあると認めるときは、国、他の地方公共団体、地方公共団体情報システム機構その他の関係者（以下この条において「国等」という。）に対し報告を求めるとともに、必要な調査を行わなければならない。

2～4 略

(不適正利用に対する措置)

第6条 区長は、住民票記載事項の漏えい又は不適正な利用により、区民の基本的人権が侵害されるおそれがあると認めるときは、国、他の地方公共団体、地方公共団体情報システム機構その他の関係者（以下この条において「国等」という。）に対し報告を求めるとともに、必要な調査を行わなければならない。

2～4 略